

岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年4月1日

岡山市長 高 谷 茂 男

岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法第26号。以下「法」という。）に基づき、中心市街地及びサービス機能集中エリアにおいて、高齢者の安全で安心した居住の確保を図り、かつ、コンパクトでネットワーク化された快適で多様なまちづくりの推進を図ることを目的として、予算の範囲内において岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅制度整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年国住備第161号国土交通省住宅局長通知。以下「国費対象要綱」という。）、地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年国住備第162号国土交通省住宅局長通知、以下「補助要領」という。）、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年国住市第350号国土交通省事務次官通知。以下「事業要綱」という。）、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年国住第352号。以下「事業補助要綱」という。）、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅制度要綱（以下「制度要綱」という。）及び規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅を整備する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、制度要綱第2条第5号に規定する認定事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号にいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

(4) 前年度本補助事業の交付決定を受けた者及びその関係者

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について補助事業ごとに1回とする。

ただし、繰り越し等で1回分の補助金を複数回にわたり交付する場合はこの限りでない。

2 他の補助制度の対象となっている部分については、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費及び補助金額）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、次に掲げるものに限る。

(1) 国費対象要綱第4条、第5条及び第6条、又は補助要領第4条、第5条、及び第6条、又は事業要綱第23、又は事業補助要綱第3及び第4第1項第12号に現存するもののうち、サービス付き高齢者向け住宅を整備しようとするもので30戸を上限とするもの。ただし6,000万円を上限とする。

(2) 第1号のうち、社会福祉施設等との一体整備費が含まれないものにあつては、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）第6、又は事業要綱第23第8項第2号、又は事業補助要綱第4第1項第15号により社会福祉施設等との一体整備を行うもののうち3分の1に相当する額。ただし、2,000万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象限度額等を別に定める場合にあつてはこれに準拠

するものとする。

- 3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、この要綱及び規則に定める条項に適用を受けることについて同意した上で、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 供給計画及び認定書の写し
- (2) 現況写真
- (3) 設計要件調書
- (4) 全体設計表及び全体設計の承認通知の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 3 補助事業者は、第1項の交付申請を行うに当たり、仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第2項の規定に基づき、補助事業者は、管理を開始した日から10年以上の間、継続して岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅の管理を行わなければならない。

(交付の決定)

第9条 規則第8条の規定による決定の通知は、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の額に変更が生ずる事業内容の変更をしようとする場合は、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付変更申請書（様式第3号。以下「補助金交付変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、次に掲げる変更をする場合においては、補助金の額に変更が生じない場合であっても、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅の位置の変更
- (2) 岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅の構造又は階数の変更
- (3) 岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅の配置又は間取りに関する重要な変更

3 第7条第3項の規定は、前2項に規定する計画変更の承認申請について準用する。

（全体設計の承認）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施が複数年度にわたる場合においては、初年度の整備事業着手前に、全体設計（当該整備事業に係る事業費の総額、年度ごとの事業費の額、事業完了の予定時期等をいう。以下同じ。）について、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅全体設計承認申請書（様式第5号。以下「承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに当該全体設計を承認し、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助認定（変更）通知書を補助事業者に通知するものとする。

（事業期日までに完了しない場合等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業未完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その指示を受けなければならない。

- (1) 事業実施状況表
- (2) 工程表（施工済の工程と今後の工程を色分けした表）
- (3) 現場写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に書面で報告し、

その指示を受けなければならない。

(事業遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る毎会計年度各四半期の末日現在の状況について、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業遂行状況報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、当該期間経過後10日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 図面(位置図、配置図及び平面図に施行済箇所を色分けしたもの)
- (2) 現場写真
- (3) 内訳書(施工済数量を記入したもの)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(事業の繰越し)

第14条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の一部を翌年度に繰越しする必要がある場合には、速やかに協議を申し出るとともに、当該補助決定年度の3月10日までに、当該年度終了分について岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業終了実績報告書(様式第8号)に翌年度にわたる理由書を添付して市長の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第15条 補助事業者は、整備事業が完了したときは、整備事業の完了の日から起算して30日以内(会計年度が終了する場合は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終わる20日以内)までに、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業完了実績報告書(様式第9号)により、市長に報告しなければならない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 補助金精算調書
- (3) 図面
- (4) 写真
- (5) 契約金額を証する書類

- (6) 支払状況を証する書類
- (7) 検査済証の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第17条の規定による通知は、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助金確定通知書により行うものとする。

(補助金の請求)

第18条 規則第19条第2項に規定する請求は、岡山市高齢者向け地域優良賃貸住宅整備事業補助金請求書（様式第11号）に補助金交付決定通知書の写しを添付して行わなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が規則第20条各号に掲げる事由のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法第69条の規定により計画の認定を取り消されたとき。
- (2) 高齢者向け地域優良賃貸住宅を他の者に譲渡したとき（法第11条の規定により補助事業者から地位の継承をした者が、制度要綱第35条の規定により市長の承認を受けた場合を除く）。

(台帳の作成及び保存)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施状況、補助金の執行状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成し、これらを補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。